



# 事務所だより 10月号

西田成希税理士事務所

夜長の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回の事務所だよりで 181 号です。事務所だよりを作り始めてから 15 年が経ちました。我ながら「よく続いた」と感心しています。

さて、先日は、相続税で土地の評価をするために現地調査に行ってきました。最近、地図アプリが素晴らしく、現地に自分があるような写真や航空写真を見ることができます。様子が分かるので、明らかに平坦な住宅地のような場合は、現地調査に行かずに済ませることもありました。

今回は、地図アプリで確認すると、住宅地なのですが横に水路があるような土地、しかも空き地で草ぼうぼうのようには見えませんでしたので、評価に正確を期すために、メジャーと簡易測量具を持って現地へ赴きました。

とある市の同じ町内ですが、3つの土地を見てきました。現地調査は、好きなんですよね。それぞれの土地の匂いがするというか、歴史を感じるというか…。そして、なんか遠足みたいな感じがして(^\_^)。

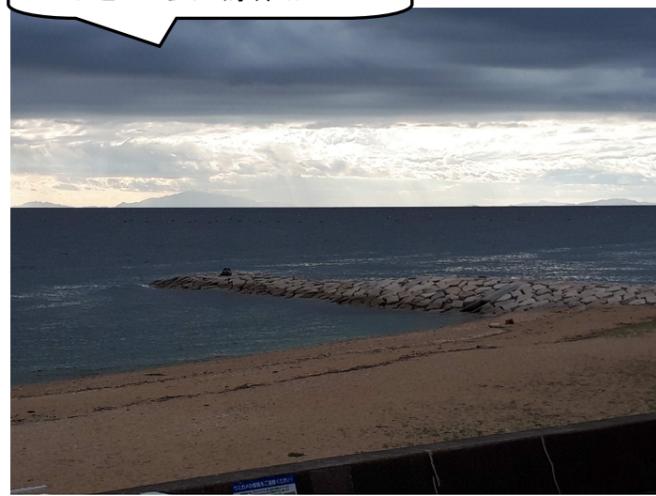
半日歩き回りましたが、やはり現地調査に行っても良かったです(^\_^)v。土地の高低差や地面の様子、水路の状況など、実際に見てみないと分からないことだらけでした。これで、土地の評価額が正しく出せますし、金額も下がりました。

「ん?」と思ったら、現地に行くのが一番ですね。改めて感じました。しかし、今回の土地、「どうしようもない」という土地が2筆ありました。道路に接していない土地や、他人の家の道路として使われているような土地です。しかも、ものすごく小さい…。引き継ぐ方も大変です(>\_<)。

ちょうど3時ころにジュート屋さんの遭遇…(^\_^;) もちろん食べました(^\_^)。



現地から歩いて3分くらいのところに海岸が!



では、事務所だより10月号をお送りします。暑さもひと段落です。一時期に比べるとコロナに関する規制も話題も減ってきました。とは言っても、気を付けたところですよ。



## ☆ お知らせ (2020年10月の税務)

期限	項目
10月12日	▶ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月15日	▶ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
11月2日	▶ 8月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 2月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)(10月中において市町村の条例で定める日)

## ☆ レジ袋の有料化と医療費控除

### ◆ 令和2年7月1日からレジ袋の有料化義務

2020年7月1日から、すべての小売業でレジ袋の有料化が義務化されました。医療機関を受診後に交付される、処方箋で薬を購入する際に、調剤薬局が薬を入れる袋も、対象となっています。

### ◆ レジ袋は医療費控除の対象となるのか?

調剤薬局では、薬代とレジ袋代が別々に会計されていますが、レジ袋代も医療費控除の対象となるのでしょうか? 次の3つからお答えください。

- (1) 別々に会計されるということは、調剤薬とは別という認識であるから対象外
- (2) 調剤薬を入手するためのものであるから医療費控除の対象
- (3) ケースバイケースで、対象となるものと対象外となるものに分かれる

### ◆ 医療費控除とは

処方箋による調剤薬の購入は、「治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価」として所得税

法で医療費控除の対象とされています。薬そのものは対象ですが、薬購入時のレジ袋も控除対象と言えるのでしょうか？

医療費控除対象の区分基準として、医療を受けるに際して直接必要で医療機関等に支払うものは医療費とされています。また、タクシー代などの医療を受けるのに直接必要なもので第三者に支払う対価も、医療費に含めることができます。

一方で、自己の都合による差額ベッド代や親族などに支払う付添料、さらに入院時の病院食以外の外食や出前は、自己都合による費用として対象外とされています。

以上のことからすると、「医療品としての調剤薬の購入に際して調剤薬局に支払うレジ袋代」は、調剤薬を入手するために第三者である調剤薬局に直接支払う費用として医療費に含めてよいのではないかと考えられます。一方で、買い物袋（いわゆるエコバッグなど）を持参しないのは自己都合だから対象外とすべきという意見もあるかもしれません。しかしながら、買い物に際して、購入者側に買い物袋の持参義務が課されてはいない現状では、そこまで否定するには無理があるでしょう。

よって、直接調剤薬のみを入れてもらうレジ袋は医療費控除対象、調剤薬以外の買い物もしていればどちらが主かで決める、調剤薬を入れるためのエコバッグの購入費用は対象外というように分かれるのではないかと考えられます。（あくまで西田の意見です。最終的には、税務署に確認しないとイケません。）

#### ☆ ベーシックインカムに世界が注目

政府が毎月、生活に必要最低限のお金を配ってくれる——。ベーシック・インカム（B I）と呼ばれる、そんな夢のような制度が世界で注目されています。既存の税制や社会保障制度に与える影響が大きく、一朝一夕に導入とはいきませんが、新型コロナウイルス禍を受けて国内でも議論が活発化しつつあります。

B I は、政府が就労の有無や収入の多寡にかかわらず、無条件で全ての個人に一律同額の現金を配る制度。景気刺激ではなく貧困解消が目的とされます。「富裕層にも配るのはおかしい」「財源がない」などの理由から主要国で本格導入した例はまだありませんが、経済学者の間では古くから研究されてきました。

近年、人工知能（A I）の発達による大量失業対策として先進国の一部で注目されてきましたが、コロナ禍で飲食やサービスをはじめ幅広い業種の需要が蒸発。長期間にわたり生活基盤を失うリスクが強まり、世界各国でB I 導入に向けた動きが広がっています。

6月、スペインでは所得制限はあるものの低所得の85万世帯を対象に現金給付を開始。米国でもロサンゼルス市など11自治体の首長がB I 実験の連合を結成しました。国連開発計画（U N D P）は7月、月1,990億ドル（約21兆円）あれば132の途上国の貧困層27億人の生活を保障できると試算し、臨時でB I を導入すべきとの報告書を公表しました。

国内でも、コロナ対策で実施した1人10万円の給付が「世界で最もB I 的」（有識者）と評価されます。また「Z O Z O」創業者の前澤友作氏は1千人を対象に1人100万円ずつ配るなど、消費や労働、価値観などに与える影響を調べる実験を4月から実施中です。

最大の課題である財源を巡っては、年金や失業給付、児童手当、生活保護など社会保障制度

の「現金給付」と置き換える案のほか、所得控除の縮小など所得税の組み替えで対応すべきとの案もあります。政府は今のところ慎重姿勢ですが、コロナ禍の行方次第では、国内でも今後機運が高まる可能性は否定できません。

#### ☆ この届出書は提出が必要？

##### ◆ 相互に確認し合うための届出書

消費税の届出書の中には、課税関係に影響のない、納税者と税務署とが相互に確認し合うためだけに提出が要求されているものがあります。

消費税課税事業者届出書（基準期間用）、消費税課税事業者届出書（特定期間用）、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書、などがそれです。

##### ◆ 分かりきったものの提出を求める形式論か

これらの届出書による税務署との相互確認の内容は、消費税の申告書の提出義務者に該当することになった、あるいは、消費税の申告書の提出義務者に該当しないことになった、という事実についてです。

消費税申告書記載の課税売上高が1,000万円以下だったら、課税事業者選択でもない限り、翌々年は免税事業者になり、納税義務者でなくなるはずだ、そんな分かりきった届出など必要ないのではないか、との意見も出そうです。

##### ◆ 税務署には情報がないため

消費税の新設法人に該当する旨の届出書については、通達で、法人設立届で所要の事項の記載があれば、それだけでよし、としています。したがって、形式論で要求しているのではなく、事実の正確な把握には、税務署の持つ情報だけでは、必ずしも確定的な結論が得られるとは限らないので、情報を有している納税者に判断を求めている、ということ、と考えられます。

基準期間課税売上高が1,000万円以下でも、高額特定資産の取得をしたとか、前期間の前半で1,000万円超の課税売上があったとかで、免税事業者非該当となることもあり、これらは税務署にない情報です。

##### ◆ 免税事業者が還付申告

消費税還付申告をした後、還付保留状態で税務調査があり、当該課税期間は課税事業者に該当しないので還付申告ができない旨の指摘を受けたものの、還付申告は受理されたまま修正申告書の提出を慫慂され、過少申告加算税が賦課された、という事例があります。

税務署サイドも、納税義務があるかの如く、消費税の納税申告書を送って来ていた、のかもしれませんが。当局の対応の是非はともかく、形式的な手続きながら、疎かにしていると火傷する、という事例です。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
F A X 0797-78-6488